相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市生石字奥山五番地、最後の住所山形県酒田市北今町三番一号　自彊舎一号棟二号　被相続人　亡　土田　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

山形県酒田市亀ヶ崎二丁目四番三九号　相続財産管理人　藤井　正寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市谷原二丁目一〇番地八、最後の住所埼玉県春日部市谷原二丁目一〇番地八第二春日部マンション二〇八号　被相続人　亡　相田　勇喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

埼玉県越谷市越ヶ谷一―一―一二エガワプラザ六階　相続財産管理人　川崎　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区宮前町一一番地一二、最後の住所川崎市中原区上平間二九三番地　被相続人　亡　市口　修子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

川崎市中原区小杉町一―四〇三　小杉ビルディング新館七〇四号　こすぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石坂　想

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市堀西一一五三番地、最後の住所神奈川県秦野市堀西一一一六番地　被相続人　亡　桐生　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号　三の丸ビル　小田原三の丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石井　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市北大町四〇七五番地二、最後の住所富山県氷見市北大町三番六七号　被相続人　亡　奥村　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

富山市堀端町二番二号　相続財産管理人　山本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市布目五〇八番地一四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉本　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

富山県富山市今泉西部町九番地の一　富山今泉西部ビル二〇七号室　相続財産管理人　弁護士　大浦　清和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字紙漉沢字堰根一一〇番地二、最後の住所静岡県島田市金谷中町二一九八番地の二　被相続人　亡　三浦　繁則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

静岡県島田市阪本一三一三番地の一四　事務所静岡県弘前市大字紙漉沢字堰根一一〇番地二、最後の住所静岡県島田市金谷中町二一九八番地の二　被相続人　亡　三浦　繁則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

相続財産管理人　司法書士　小寺　敬二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区向島津田町五九番地、最後の住所京都市伏見区石田大山町七二番地　醍醐病院　被相続人　亡　足立　開一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

京都府宇治市小倉町老ノ木二一番地の五　猪飼司法書士事務所　相続財産管理人　猪飼　千博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市八浜町八浜一一二八番地、最後の住所神戸市兵庫区新開地六丁目三番二二―三〇一号　被相続人　亡　宇野　君枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　神戸駅前ツインビル八階　相続財産管理人　柴田　眞里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市青垣町佐治五七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮垣　重美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年５月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社クイック　②北海道知事石狩(1)第7197号　③代表取締役　岡田潤子　④札幌市北区新琴似６条16丁目４番12号　有限会社クイック　代表取締役　岡田潤子

①フォレセーヌ株式会社　②東京都知事(2)80289　③代表取締役　許斐信男　④東京都港区虎ノ門五丁目13番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門二丁目３番17号　森トラスト株式会社　代表取締役　森章

平成二十三年五月十三日

兵庫県神戸市中央区八幡通四―二―一四　トロア神戸ビル三階　相続財産管理人　弁護士　堀川　隆二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父郡養父市場村ノ内大薮村二五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂本忠次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

兵庫県朝来市山東町滝田一六三番地一フォレストハイツA―一〇三　相続財産管理人　小谷　知行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市田倉御殿町二丁目一五番地三二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三村　浩己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

山口県下関市稗田町一三番一五号　相続財産管理人　司法書士　安本　修